

決議案第6号

関戸 勇議員の反省を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり，会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年 9月22日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 落合信太郎

〃 〃 赤羽 直一

〃 〃 小堤 修

〃 〃 竹原 大蔵

〃 〃 入江 洋一

〃 〃 阿部 洋子

〃 〃 池田 慈

〔提案理由〕

議会議員としてあるまじき言動，民主主義を冒瀆した関戸議員に反省を求めるもの。

## 関戸 勇議員の反省を求める決議（案）

当市議会総務文教常任委員会は、これまで本年1月の滋賀県大津市への視察から数多くの委員会を開催し、いじめ防止対策に関する条例等への提言に向けて調査を進めてきた。

今定例会、委員会の提言案が確定したため、「いじめ防止対策提言に関する決議案」として委員全員の賛成によって決定した。

当決議文作成に当たって、委員以外の意見もしっかりと反映することができるよう委員会審査の数日前に正副委員長案を渡し、全委員は自己が所属する会派の議員等から参考意見をあらかじめ確認した上で9月8日の委員会に臨んだところである。関戸議員は、これまでの経過を踏まえ、同日の委員会でも当決議案にも賛成し、提出者として署名もなされた。

しかし、9月19日、落合総務文教常任委員長に対し当決議案の修正を求められたが、法令等に違反することならば、再度、委員会を招集して決議案の協議をする必要性は当然と考えるが、当日の関戸議員の求めは、9月8日の委員会時に発言するならまだしも、自身も賛成しておきながら全委員が賛成して提出をしたものについて事後修正する理由には全く当たらないものである。

議員として、また所属委員として事前の調査研究や調整を十分にせず、委員会審査が散会してからこのような言動をすることは、議会議員としてあるまじきものであり、民主主義を冒瀆するものである。

よって、取手市議会は、関戸議員に対し十分反省を求める。

以上、決議する。

平成29年 9月 日

茨城県取手市議会